

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第362号）

〔 質問書に対する処理要領不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和4年11月16日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年3月29日、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（行政文書公開請求の内容）
大阪府知事宛に出された質問書に対する処理要領がはっきりわかるもの
- 2 実施機関は、本件請求に対し、同年4月12日、本件請求文書を作成していないことを理由として、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、同月22日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

広第1072号令和3年4月12日の不存在による非公開決定通知書を取り消すとの裁決を求めます。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

私が令和3年3月29日付けで本件請求（受付番号第2002号）を提出しました。その中で求めたのは大阪府知事宛に出された質問書に対する処理要領がはっきりわかるものです。その文書の不存在の理由は本件請求文書は作成していないため、となっています。

私は令和2年1月10日に大阪府知事に質問書を出しています。それ以後、大阪府職員から、不誠実で不適切と思われる対応を受けてきました。そのため、合計で質問書提出を11回、情報公開請求を10回、情報公開請求に伴う審査請求を2回しています。

府職員の対応の一例を書きます。

私は令和2年12月18日に、担当者の大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課広聴グループ課長補佐のAさんにお会いして、令和2年10月19日付けで提出した質問書の回答は、1月中旬にするという返事をもらいました。1月に緊急事態宣言が出されたので、私は宣言が解除されるまで待つことにしました。2月末に宣言が解除されました。令和3年4月6日に、偶然でAさ

んと電話で話す機会があるまで、その間3ヶ月半は全く連絡はありませんでした。このようにうそをつかれ、ほったらかしにされ、回答そのものも6ヶ月経った今もありません。

私は過去2回の審査請求で、文書を不存在としているのは府職員の、不誠実な対応の結果ですと書いています。前記のような府職員の対応が、文書が存在した場合に不都合であり、意図的に文書を不存在としているとしか思えません。また、文書処理をする上で、指針あるいは目安等が無いことも不自然であり、何らかの処理要領の文書は存在するはずですが、ぜひ、審査会に諮って下さい。

2 反論書における主張

- (1) 私は弁明書を令和3年7月9日に受け取りました。弁明の理由では、私が求めているものに対応する行政文書を作成していない事から、文書は不存在としています。私は令和2年5月28日の行政文書公開請求で、質問書に対応するための根拠書類、広第1182号、令和2年5月27日の回答の根拠書類を求めています。その時は質問書に対応するための根拠書類だけは公開されています。審査請求書にも書いてあるとおり、私が求めている文書が無い事の方が不自然です。規則等で動いているはずの府職員が、好き勝手に行政の処理をしている事になります。同じ行政文書公開請求で結果が違っているのは、府職員が恣意的な処理をしている事を証明していると思います。
- (2) 私はこの反論書を書く事になった弁明書以外に、2通の弁明書を受け取っています。弁明書、広第1304号、令和3年7月2日では、行政文書公開請求で全く同じ公開文書が1通は全部公開、1通は部分公開となっている事を弁明しています。公開文書の処理は明らかにおかしいはずです。しかし、弁明では一方の文書公開は間違えていましたが、訂正しましたので問題がないとしています。これでは恣意的にどのような処理も可能になります。恣意的な処理が発覚したり、ばれた時は「すんまへんな」で済ますように大阪府の処理要領や規則はなっているのでしょうか。私はそんないい加減な事はないと思っていますが、実際には大阪府の対応はこのようになっているのが現実のようです。
- (3) 弁明書、広第1301号、令和3年7月2日では、私が求めているものを府職員が勝手に判断し、文書は不存在として問題がないとしています。私の事は全く無視です。私はその事に対しても、反論書で根拠を示したうえで、府職員の恣意的な対応を指摘しています。
- (4) ここまでの記述で判るように、府職員の対応や処理が妥当だとすれば、大阪府は府民に対してないがしろにしようが、ばかにしようが、恣意的に処理しようが問題がないと認めているようなものです。規則などあってないようなものです。私が府知事に出した質問書を、半年以上も無視するような事もその一環でしょう。大阪府の行政は間違っています。そのような事を是正するために、審査請求という制度があると私は思っています。審査会は府民に代わって府政を良くするために動いてくれる組織だと思います。弁明書の最後に書かれている結論に、疑義を抱く府民がそれを検証する事は多分、不可能です。その検証部分を審査会に担って欲しいと思います。しかし、審査会が第三者の立場ではなく、「大阪府の犬」となっているとすれば、大阪府民にとってこれほど悲しいことはありません。審査会の皆様には立派な気概を持ち、存在価値を示し、前記のような事はないと証明されるのを心から願っています。

3 口頭意見陳述書における主張

令和2年5月18日の大阪府知事への質問書に対する対応について（質問）という質問書に対して、その回答である広第1182号令和2年5月27日の根拠はどこにあるのでしょうか。大阪府職員が根拠もなしに回答しているのでしょうか。

反論書に書いてあるように、その時の回答の根拠を求めた情報公開請求では文書が公開されています。回答はある程度具体的な内容になっており、その根拠はあるはずです。審査会は審査で法令や規則等で処理要領がないというのであれば、回答の根拠を規則の第何条にもとづいて書かれているなどと具体的に答申で書いてください。

その余の主張は、別紙のとおり（掲載省略）。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明書における主張

（1）本件の経過

1 令和3年3月29日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第6条の規定により、大阪府知事宛に出された質問書に対する処理要領がはっきりわかるものを求め、本件請求を行った。

2 同年4月12日、実施機関は、本件請求文書は作成していないことから、本件決定を行い、審査請求人に通知した。

3 同年4月22日、審査請求人は、本件決定を不服として行政不服審査法第2条の規定により、本件審査請求を行った。

（2）弁明の理由

実施機関は、審査請求人の本件請求に対応する行政文書を作成していないことから、条例第13条第2項の規定により不存在による非公開決定をし、速やかに、審査請求人に対し書面により通知を行っているため。

（3）結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

3 実施機関説明における主張

審査請求人は、本件請求とは別に、令和2年5月、「質問書に『対応』するための根拠資料」を求めて行政文書公開請求を行った。大阪府広報広聴等事務推進要綱（以下「要綱」という。）第5条には、「府民からの広聴事案については、公正、迅速かつ的確に対応するように努める。」と規定しており、実施機関は、要綱が対象文書に該当すると判断して公開した。

一方、本件請求内容は「大阪府知事宛に出された質問書に対する『処理要領』がはっきりわかるもの」であり、実施機関は、要綱が本件請求の対象文書にもなるのではないかと考えた

ため、審査請求人に過去に公開した要綱を公開すべきかを確認したところ、審査請求人は、それは求めている旨を回答した。

そのため、実施機関は、要綱以外に本件請求に関する対象文書がないかを探索したが、作成していないことを確認したため、本件決定を行った。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことよって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、府職員の対応が、文書が存在した場合に不都合であり、意図的に文書を不存在としている、また、文書を処理する上で、指針あるいは目安等が無いことも不自然であり、何らかの処理要領の文書は存在するはずであると主張する。

これに対し、実施機関は、審査請求人に対し、要綱の公開を打診するも断られたこと、要綱以外に対象文書がないことから不存在による非公開決定をしたのであり、本件処分に違法、不当な点はないと主張している。

争点は、「大阪府知事宛に出された質問書に対する処理要領」の有無である。

実施機関の、要綱以外の対象文書は見当たらなかったという主張について、各部局における事情や問い合わせの内容は多様であり、府民からの広聴事案に関する処理要領を全庁的に一律に定めることが困難であることに鑑みれば、要綱以外に対象文書が存在しないことが不合理であるとはいえない。

なお、実施機関は、審査請求人に対して、対象文書として要綱の公開を打診しており、その対応をみれば、実施機関が意図的に文書を不存在としているとはいえない。

よって、本件決定に違法、不当な点はない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

4 付言

審査請求人は、反論書において「府職員の対応や処理が妥当だとすれば、大阪府は府民に対してないがしろにしようが、ばかにしようが、恣意的に処理しようが問題がないと認めているようなものです。規則などあってないようなものです。私が府知事に出した質問書を、半年以上も無視するような事もその一環でしょう。大阪府の行政は間違っています。」と主張し、当該主張は、実質的には行政の対応への不満である。

審査請求人は、口頭意見陳述においても、その大半において、行政の対応への不満を主張

している。

しかし、審査請求は、行政文書公開請求に対する決定の内容について、条例に照らして違法、不当がないかを審査し、もって請求者の権利利益の救済を図るものであり、行政の対応の当、不当を審査するものではないことを付言する。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、島尾 恵理、荒木 修、小谷 真理